

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人健推会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年12月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務超過解消のため、引き続き経営改善に努めること。 ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 計算書類の注記（法人全体用）について、次の不備があった。</p> <p>(1) 関連当事者との取引について、理事長の親族（他の理事本人及びその親族にも該当）からの土地の寄附（1,190万円）の記載漏れ。</p> <p>(2) 「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載漏れ。</p> <p>については、計算書類の注記は、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成すること。</p> <p>また、合併等に関する注記は、経理規程の規定漏れがあるので、併せて改正すること。</p> <p style="text-align: right;">(会計省令第29条第1項第15号) (運用上の取扱い22) (経理規程第62条第1項)</p>	<p>(1) 当法人では「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に係る注記欄に「勘定科目の内容について特に説明を要する事項」として、譲渡人の概要、取引内容、取引金額のみを記載していた。</p> <p>今後、同様の取引が発生した場合は、重要性の基準（年間1,000万円を超える取引については全て開示対象）を考慮し、「関連当事者との取引内容」に係る注記欄に記載することとする。</p> <p>(2) 次年度の計算書類より「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」に記載のある「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」に係る注記欄を設けることとした。</p> <p>経理規程第62条第1項の注記事項には、社会福祉法人会計基準第29条第1項第15号に記載のある「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」を追記後、令和5年12月18日に理事会を開催し、令和6年1月1日付で経理規程を改訂している。</p>